

令和7年度 P P A方式による沼津市公共施設への太陽光発電設備等導入事業
(沼津市南部浄化センター) 公募仕様書

1 業務名

令和7年度 P P A方式による沼津市公共施設への太陽光発電設備等導入事業(沼津市南部浄化センター)

2 目的

本市では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティNUMAZU2050」を宣言し、2050年までに市域全体で計画的に温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための取組みを進めている。

「ゼロカーボンシティNUMAZU2050」の実現にあたっては、まず行政が率先して再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があることから、公共施設において太陽光発電設備を導入すべく、本業務を実施する。

本事業はP P A方式により公共施設への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、同施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

3 導入対象施設

沼津市南部浄化センター 沼津市江浦字魚見戸7番地の3

4 業務内容

(1) 業務概要

「3 導入対象施設」の屋上に事業者の所有する太陽光発電設備を導入し、事業実施期間において運転・維持管理を行う。

業務の概要は以下のとおり。

- ① 事業者は、「3 導入対象施設」に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。
- ② 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- ③ 事業者は、当該設備で発電した電力を当該設備を設置した施設に供給し、余剰電力については逆流を発生させない機器仕様とすること。
- ④ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は事業者の負担により設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- ⑤ 設備の撤去の際に、事前に沼津市から譲渡の希望があった際は、事業者は沼津市と協議の上で設備を沼津市に譲渡できるものとする。
- ⑥ 本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)(以下「交付金」という。)を活用して行うものであることから、当該交付金を最大限活用できるよう、条件等に十分留意すること。また、当該交付金の手続き等に

必要な書類を作成すること。

(2) 事業期間等

- ① 契約開始から撤去完了までを事業期間とする。
- ② 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。
- ③ 本事業の実施にあたっては、交付金の規定に従った事業内容、導入時期及び運転開始時期とすること。
- ④ 太陽光発電設備の設置工事完了時期については原則、令和7年度内とする。ただし、電力供給開始時期については、沼津市と協議の上決定する。

(3) 契約単価

- ① 沼津市は、施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。
- ② 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ③ 契約単価は、電力使用量に対する単一の電力料金単価のみとする。
- ④ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- ⑤ 電力料金単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ⑥ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。
- ⑦ 本事業は交付金を活用して行うものであることから、契約単価の算出にあたっては、交付金額を考慮した設定とすること。
- ⑧ 参考価格は24円/kWh(税込み)とする。

5 設備工事前の調査・手続き

(1) 現地調査

施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。

事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、最大限自家消費できるように努める。

(3) 構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途沼津市から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。

(4) 各種関係手続

- ① 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行ったうえで結果を沼津市に提出する。
- ② 事業者は、太陽光発電設備導入工事の着工前に、沼津市が指定する小売り電気

事業者を介して東京電力パワーグリッド（以下「東電PG」という。）に対し、系統連系に関する申込をすること。申込に要する費用については事業者負担とし、申込に関する書類一式を、沼津市にも提出すること。また東電PGとの協議および回答の結果を受けた際は、協議・回答書類一式を市に提出すること。協議・回答の結果から設備変更等が発生した際は、市と協議の上、方針を決定すること。

③ 沼津市が上記調査結果等を確認し設備設置可能と判断したときに、事業者は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請すること。

行政財産使用許可については、単年度毎の許可が必要なため、1年ごとに申請手続きを行うこと。

行政財産使用許可を受ける際には、沼津市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和53年沼津市条例第6号）第5条に基づき、使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。

事業者を提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

6 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続きを行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

（1）太陽光発電設備

- ① 太陽光発電設備の備え付けは、建築基準法施行令第39条及びJISC8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重及び地震その他の振動や衝撃に対して耐える構造とすること。
- ② 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ③ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ④ 別図に示す箇所には、太陽光パネル等の設備は設置しないこと。

（2）その他の事項

- ① 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ② 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ③ 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ④ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説

明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行う。内容等については沼津市と協議のうゑで決定する。

7 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ① 設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響がないよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置をとる。
- ② 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- ③ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図・立面図・電気設備図面(PDF形式データ)、工程表等を沼津市に提出し、確認を受ける。
- ④ 施工にあたり、沼津市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- ⑤ 施工にあたり、沼津市の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- ⑥ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- ⑦ 事業期間中、沼津市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立ち入りに支障が生じないようにする。
- ⑧ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、沼津市との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- ⑨ 施設の各棟と沈砂池棟1階電気室までの配線や他の棟との間の配線については、既設の埋設管を利用しないこと。
- ⑩ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書(工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等)を作成し、沼津市と事前協議の上施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

- ⑪ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- ⑫ 工事完成時には、現場で沼津市の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、沼津市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出する。

8 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ① 事業者は、沼津市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理する。なお、毎年1回以上点検を行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- ② 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する。
- ③ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ④ 事業実施中に、沼津市による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- ⑤ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- ⑥ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ⑦ 設備を設置した施設について、沼津市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。その際、設備の移設に伴う費用負担が生じた場合は沼津市が負担する。移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まないものとし、その間の沼津市による売電収入補償は行わない。ただし、設備の運転停止期間が6か月以上となる場合は、事業期間に含み、その期間に発生することが想定される売電収入の補償を行う。
- ⑧ 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し沼津市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については沼津市と事業者で協議の上定める。
- ⑨ 沼津市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、沼津市に帰属する。

- ⑩ 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を沼津市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年沼津市に報告し、沼津市はそれを確認する。
- ⑪ 大規模地震、大型台風等の災害発生時は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

9 責任分担の基本事項

前記8を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ① 事業者は本事業により、沼津市及び第三者に損害を与えないようにすること。
なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、沼津市へ写しを提出すること。また、沼津市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が責任を負い、沼津市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ② 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の現状回復を行うものとする。
- ③ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を沼津市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

10 その他

沼津市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、沼津市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのない事象が発生したときは、沼津市と事業者で協議して決定するものとする。